

	号外	定価1部2円	越年闘争ヤマ場へ！年度内差額支給の完全実施・給与制度の総合的見直し阻止に向け、県職労に結集を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

確定闘争⑬-朝 1.26地公共闘人事課長交渉 多くの組合員の結集のもと当局に“怒り”の声をぶつけよう！ 1.26 人事課総括課長とヤマ場交渉へ 総決起集会・県庁座り込み行動に結集を！ 給与改定・差額支給の年度内実施／「総合的見直し」阻止へ！

県地方公務員共闘会議（議長：砂金良昭 岩教組委員長）は、越年となった2015賃金改定・差額支給の年度内実施と給与制度の総合的見直し阻止に向け、1月26日、菊池人事課総括課長と2度目の交渉を行う。

【これまでの交渉経過と課題】

2015賃金改定に関し、当局は県人勧の完全実施・2月議会での条例提案を明言しながらも、3月下旬の議決見通しと年度末の膨大な業務量という当局都合の「言い訳」で差額支給の年度内実施は困難との見解を示し、交渉は平行線だ。また、給与制度の総合的見直しについては、11月の総務部長交渉段階で職員への影響が大きいことを認めつつも実施を明言しており、導入阻止に向けギリギリの交渉が見込まれる。

主な交渉課題は次のとおり。1月26日に地公共闘総決起集会・県庁座り込み行動を配置し、交渉を押し上げる。要求実現に向けて、各支部・分会から最大限結集しよう。

◎2015賃金改定の年度内差額支給

「早期議決に向け議会説明が困難」・「年度末の膨大な事務量に対応できない」との当局の「言い訳」を許さず、2月議会での早期議決と差額支給の年度内実施を強く求める。

◎平均1%の賃金削減となる「給与制度の総合的見直し」の阻止／職員の勤務意欲向上策

給与制度の総合的見直しによる生涯賃金の大幅削減を阻止、賃金水準維持を求める。加えて、目に見える形での職員の勤務意欲向上策を求める。

その他、諸手当（通勤手当等）の自己負担解消など課題が山積みだ。

1.26「越年闘争勝利」総決起集会

とき 1月26日(火)
 ところ 岩手県公会堂大ホール

- 13:40 受付開始
- 14:00 「越年闘争勝利」総決起集会
- 14:40 — 県庁へ移動 —
- 14:50 県庁座り込み・交渉支援
県庁4・5階
- 15:00 人事課総括課長交渉
- 16:00頃 結果報告・解散予定

1月26日人事課長交渉のポイントはこれだ！

◎月例給・一時金 県人勸完全実施も… 差額支給までもや「お預け」！？

1月19日の人事課総括課長交渉において、当局は県人勸の完全実施と2月県議会での条例案の提案を明言しながらも、「3月下旬の条例案議決」と年度末での「短期間の膨大な事務処理が困難」という、当局都合の理由で年度内の差額支給が困難と弁明した。今の当局の姿勢は、秋の交渉で示した「差額支給に支障が生じないよう対応する」との発言を覆し、職員の期待を裏切る極めて不誠実な姿勢だ。当局の「言い訳」は、本来県人勸後速やかに公民較差の早期解消をすべきにもかかわらず、国の動向に追随し、年内の給与改定・差額支給を見送ったことに起因している。当局は現場で踏ん張っている職員に報い、モチベーションを維持するためにも、2月県議会での早期議決、年度内差額支給に向けて努力すべきだ。



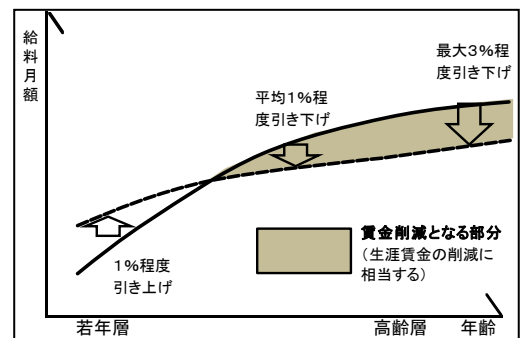
右表は、2015年度賃金改定に伴う差額支給額（行政職の場合。各級は最も職員数が多い号を抜粋）だ。平均額は約7万円となり、あらゆる年代で影響が大きいことが明らかだ。生活水準維持のためにも、年度内支給にこだわらず、要求実現を求めていかなければならない。

号給	月例給	一時金	合計
1級29号	21,600	43,630	65,230
2級29号	16,800	53,550	70,350
3級45号	9,600	64,420	74,020
4級93号	0	77,660	77,660
5級89号	0	80,640	80,640

◎総合的見直し 職員への影響認めつつ… 4月実施の姿勢変えず！？

◎給料表平均1%引下げ！？

最大の問題は給料表の平均1%（高齢層は最大3%）の引き下げだ。賃金削減の直撃を受けるのは高齢層だが、若年層も将来支給されるべき賃金を失うことになり、生涯賃金では大幅な削減となるためより深刻な問題だ（図①参照）。あらゆる年代で職員の勤務意欲の失墜となるのは明らかだ。

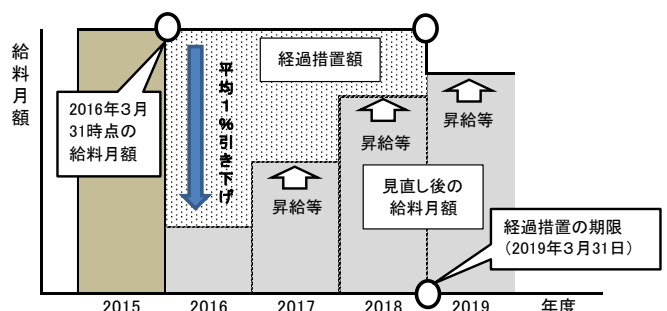


図① 総合的見直しのイメージ

◎現給保障期間を3年間に区切るのは問題！

給料表引き下げの激変緩和措置として、3年間は現給保障を行うとしているが、高齢層では普通（4号）昇給があっても現在の賃金額に到達できず、現給保障終了後（4年目）に賃下げとなる恐れがある

（図②参照）。秋の交渉では現給保障対象者は県職員全体の5割（約2,150人）となるとの当局回答であり、昇給があっても賃金額は据え置きとなり、さらに4年目には賃金削減となる実態では、勤務意欲を持てるはずもない。特に中高年齢層職員はこれまでも度重なる賃金抑制を受けており、当局は目に見える形で職員の勤務意欲向上策を示すべきだ。



図② 現給保障のイメージ